
経営学と株式会社論

小 島 大 徳

目 次

1. 経営学とは何か
2. 経営の学と経営学の学
3. 株式会社の矛盾と課題
4. 経営学と株式会社論とコーポレート・ガバナンス論
5. 株式会社の内部的・外部的問題
6. 株式会社論の確立
7. 21世紀の株式会社

1. 経営学とは何か

「経営学とは何か」は、理解されているよう
でされていない大問題である。経営学の歴史を
辿ると、ドイツでの数期にわたる大論争を経て、
アメリカでの経験科学としての大系をたどり、
日本での経営学の発展に至ったように、今日で
は、社会科学としての立場を確立したかにみえ
る。しかし、この経営学はまだ未熟で不完
全であり、積極的に手をかけて、そして見守ら
なければならぬ赤子のような学問である。

このことは、経営学の中心的研究対象である
企業を、どのように捉えるかにも影響する。も
ちろん、ある論者は、企業と経営者を一体と
して説き、またある論者は、企業と経営者を異
なるものと説く。だが、企業観は経営学を展開
していく上で、最も基礎となる問題であり、せ
めてもの緩やかな共通認識を有しないと経営学
の発展に著しい悪影響を及ぼすであろう。この
ような出発点の相違は、たとえば今日の企業観
や企業目的観などに影響するだけでなく、現
代の経営諸問題である経営者支配や利害関係者

論にまで議論の対立を生むことにもなる。

ただ1つ、胸を張って言えることは、経営学
は分り易く伝え理解がされやすい学問である。
私たちが多くの時間を過ごす社会において、企
業に接しない時間は少ない。そのため、私たち
は経営学を比較的身近な学問であると感じるこ
とができる。その上で、「経営学は学問か」と
いう大きな命題に、先人である尊敬すべき経営
学者が、命を懸けて取り組んできたことも忘れ
てはならない¹。

私は、これまでコーポレート・ガバナンスを
通じて企業を観察してきたが、本稿では今まで
の研究成果に依拠しつつ、経営学の全体像を検
討してみたい。この論を進めるにあたり、避け
ては通れぬ株式会社との関係を考察する。この
経営学と株式会社を遠く離し距離を置いて観察
すると、ある重大な事実が浮き彫りになった。
それは株式会社論を体系立て、理論の構築を行
う必要があるということである。そこで、この
副次的に出現した問題をも解決するため、最終
的に株式会社論の全体像を提示し、その内容を
詳細に説明する。

2. 経営の学と経営学の学

2.1 経営学の概要

経営学は、経営学が取り扱う範囲を画一的に定めることが困難な学問である。そこで、ひとまず経営学の学と経営の学に分けていく。まず、経営学の学とは、経営学説史に代表されるように、経営学の発展の歴史を深く考察し、その時代の経営学の特徴や、現代の経営学との相違を浮き彫りにする学問である。この学問分類での特徴は、次第に経営の対象範囲が広がることにより、数多くの学説が誕生していることであろう。また、経営の学とは、実際の経営を観察し、企業経営の姿を浮き彫りにしようとする学問である。この学問分類での特徴は、いかに経営資源の管理を行うかに焦点が集まり、効率的な経営の姿を明らかにしようすることに力が入られることにある。

このように分類したとしても経営学の学と経営の学は、もちろん深く結びついている。経営学の学（学説）を知ろうと努力する時にも、経営の学（現実）を観察する必要があるし、その逆もまたしかりである。特に、現代経営においては、法規制の緩和（古典的には認可主義から準則主義）や企業の社会的役割が広く認識されるようになり、経営学の学と経営の学は、相互に行き来をしながら、経営学を形作っている。経営学を深く理解し研究することは、経営に関する研究（経営の学）の成果と、経営学に関する研究（経営学の学）の成果とを、広く深く学ぶことによって、初めて可能となるのである。

一方で、この両者を研究するにあたり、今はどちらを研究しているのかを認識していなければ、経営の奥深い本質に行き着くことができない。そこで数多くの基本書や教科書では、各研究者の独自見解を交えながら、これらの問題に取り組み、世の中にわかりやすく経営学を伝えようと努力しているのである。

2.2 経営学の基本的思想

経営学者は、伝統的に、上述の2つの方法によって経営学を分類しつつ、経営学各論を論じてきた。だが、もう既に理解できる通り、この方法や分類による区別は、現実に厳格な分類ではない。経営学が生まれたころは、工場における管理の問題に焦点が当てられていた。その後、経営学は大規模かつ製造業の株式会社の学として発展し、今日を迎えている。だが、このような基本的な経営学の捉え方は、今日の置かれる企業の実態に対して、適応可能であるかの問題を常に孕んでいるのである。

なかでも問題となるのは、株式会社の存在である。この株式会社の成立間もない頃は、ここまで私たちの生活の隅々まで多大な影響を及ぼす制度であると認識していなかった。それが近代株式会社制度が成立してから、たった100年もしないうちに、小国を凌駕するほどの財政力と経済力を持つ株式会社が現れてきたのである。

2.3 経営学の起源

経営学の学とは、伝統的な学説研究であるが、学説が形成されるまでの経験科学としての経営学をも含んでいる。経営学は管理の学問である以上、工場経営の効率的な管理方法の試行錯誤と積み重ねによって形成されてきた経緯がある。これらの経営学の起源としての原始経営学は、アメリカにおけるテイラーなどにより経験が積み重ねられてきた。同時に、ドイツでも幾度となく論じられてきた金儲け論への批判、つまり科学としての経営学を模索する動きが活発化することになる。これらのアメリカとドイツにおける経営学に関する理解を基にして、経営学は大いに発展して行くことになる。

このような議論は、経済規模の拡大という時流も後押しをし、経営学は管理学としての発展を遂げることになる。さしあたり、人や道具、時間などの管理に重点が置かれ、その時々経営に関する諸問題に対応することになる。なか

でも分業や怠業、組織的怠業の問題は、その当時、最も重要な課題であったのだが、このことが経営学の課題を一層明確にし、その後の経営学が進まなければいけない道程を導くことになったのである。

経営学の発展と経済規模の拡大は、経営学が管理しようとする対象である組織自体の大規模化を意味する。つまり、それまで漠然と定められた各種会社制度が確立したとともに、各種会社自体への管理の方向性が垣間見られることになる。各種会社制度の中でも、特に利用価値の高かったものが株式会社であった。日本における株式会社制度の発展は、諸外国と少々異なるが、世界の趨勢は、比較的早い時期に、株式会社制度の確立と発展に力点が置かれるようになったのである。

株式会社制度の確立により、経営学の展開は、躊躇することなく次なる挑戦に向かうことになった。つまり、株式会社が資本の結集や経済全体に対する利用価値が高いことが理解されただけではなく、株式会社制度により様々な経営資源を管理することが可能であることが認識されると、株式会社を中心にして、経営学を考えていくという動きが活発化したのである。

2.4 経営学の展開

株式会社制度の出現により、株式会社の管理問題へとステージを移すことになる。ここでは、経営の学が中心に議論されることになる。株式会社は、巨大な組織となることを予定し、またはその可能性を内包している限り、組織管理の問題に焦点が集まる。ここでの中心問題は、経営組織論や経営管理論などの経営学の各論によって構成されるのである。もちろん、株式会社でなくても各論が論じられることもあるが、経営の学が現代の企業経営に役立とうとする実学であろうとするならば、現実的には株式会社を対象となる。ここに、「株式会社＝企業」という関係が成立することになるのである。

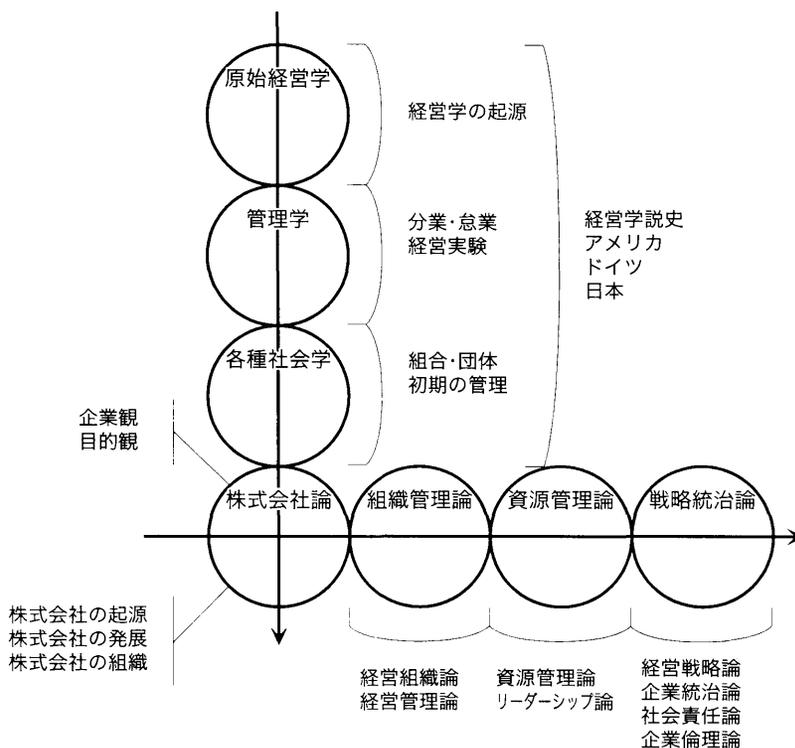
組織の管理が行われることを前提として、その組織の中にある経営資源の管理の問題が、過

去の経営学の議論の中でなされたものを応用する形で論じられることになる。厳密に言えば、株式会社制度を中心とした資源管理論は、過去の経営学の議論の中で行われてきたことと同じではない。しかし、今日、教室で経営学を語る上で、この両者を明確に分けて論じられることは少ない。私は、この両者を明確に分けて論じなくとも、同じ結論を得ることができるだろうが、将来における経営学の発展を考えるならば、これからは努めて明確に分けて論じていくことが重要であると考え。なぜならば、経営学の学と経営の学の展開を表した図1を見るとわかるように、経済の発展という脈絡の中から生まれた管理学と株式会社を対象とした管理学は、厳密に言うと同源流を異にするからである。

さて、企業経営と経営学研究の有機的結合により存在感をより一層露わにした株式会社は、種々の矛盾を抱えることになる。この矛盾こそ株式会社論の基本的かつ根本的な課題であるのだが、今日の株式会社制度の枠内で解決を図ろうとする。そこで出現したのが、企業の社会的責任論やコーポレート・ガバナンス論、そして企業倫理論なのである。これらの論に共通しているのは、本来の企業が目的とした営利性の程度を低くし、社会性を主張しているところにある。株式会社制度の理論的矛盾と、ここでいう株式会社の現実的矛盾とが相まって、今日の複雑な経営学における議論の発端となっている。

ここでひとまず図1のように経営の学をまとめると、第1次発展段階を株式会社の成立だと考え、第2次発展段階は組織管理論が当たる。そして、第3次発展段階は資源管理論に移り、今日では、戦略統治論が盛んに語られるという第4次発展段階に位置していると考えられる²。そして、この経営の学の主役が株式会社なのである。

図1 経営学の学と経営の学の展開1



(出所) 筆者作成。

3. 株式会社の矛盾と課題

3.1 株式会社制度の矛盾と現代社会

株式会社は、そもそも矛盾を内包した制度である。はっきり言えば、「経済成長の高度化か

か「市民社会との調和か」のせめぎ合いのなか
に存在する中途半端な制度であるといえる。こ
のことを端的に表すのが、企業の破綻である。

たとえば、1990年代後半から2000年初めまで
みられた銀行の経営破綻によって、わかりやす
く説明することができる。銀行も株式会社であ

表1 株式会社の矛盾と課題

株式会社の両側面	課題の概要
経済成長の高度化と株式会社	<p>〔概要〕 株式会社の株式を証券市場の発展とともに高度に流通させ市中の遊休資本を結集し、経営活動は経済発展と企業発展を主目的とする。</p> <p>〔特徴〕 (1)株式の間接有限責任制度 (2)経営者支配と法人資本主義</p>
市民社会との調和と株式会社	<p>〔概要〕 市民社会の一部として企業を位置付け、企業の最終的な目的は市民社会の繁栄にあるから、営利性は社会性の一部として捉えるべきである。</p> <p>〔特徴〕 (1)コーポレート・ガバナンス・企業社会責任・企業倫理論の必要性 (2)市民社会とコーポレート・ガバナンスの必要性</p>

(出所) 筆者作成。

る限り株主は存在する。株主は言うまでもなく、経営陣を選解任する役割を持つ唯一の利害関係者である。だが、その権利を行使するとすると、高度に発達した株式会社では経営者支配にあるため困難である。また、株主はキャピタル・ゲインの確保に最も関心を抱いているため、株主が経営陣を選解任する権利を行使することは、全くと言っていいほど無い。さらに、株主は有限責任であるため、自己の出資した額以上に責任を負うことも無い。だとするならば、銀行が破綻したときに、税金によって負債などを肩代わりしたことは、最終的に責任を負ったのが、市民であるのと同じ意味であることに大いなる疑問を感じざるを得ない。

このようにまとめると、株主だけに経営者の選解任を任せていても良いのだろうか、そして、経営責任のほとんど無い市民に最終責任を負わせるのは矛盾していないのだろうか、という疑問が強く湧き上がるのである。

3.2 株式会社の矛盾と利害関係者

もう1つ、同じような理屈で、今日の株式会社制度の矛盾が浮き彫りになる。それは、企業不祥事の問題である。たとえば、大型企業不祥事が起こったとき、その被害を受けるのは、株主や経営者などの第1義的利害関係者ではなく、地域住民や消費者などの第2義的利害関係者である。近年は食品会社の偽装問題や、賞味期限切れの食品販売問題などの企業不祥事が後を絶たない。これらの企業不祥事により、直接的な影響を受ける者は第2義的利害関係者であるが、これらの利害関係者が企業経営に直接的な影響力を行使することは、株式会社の制度として予定していない。第2義的利害関係者が、彼らの可能な範囲で行動を起こしたとしても、不買運動などの消費者運動にとどまる。そして、おかしなことに、唯一、経営陣に影響力を行使できるはずの株主や、市民社会から企業へのチェック機能を有しているはずの株主は、不祥事を起こした企業に対して、救済策としての資金提供

や業務提供を申し出ることも多い。

これだけでも多くの矛盾を孕んでいるのであるが、追い打ちをかけるように、企業不祥事を起こした経営陣を退陣させる主体と方策は、株主による株主総会を通じた合法的な解任によるものではなく、マスメディアによって行われた報道（主にネガティブ・キャンペーン）によるのである。くわえて、これらの事象が株式会社制度全体による自主的な自浄作用だと考える向きもないわけではないが、だとするならば、企業不祥事が明るみに出る発端が内部告発であることを指摘せねばならない。内部告発は、日本社会において負の印象を持たれることが多いが、現実的に内部告発が辛うじて株式会社の体面を維持させているといえる。しかし、株式会社におけるモラルの向上や問題意識の高まりを維持している内部告発が、完全な制度として確立されていないのである³。

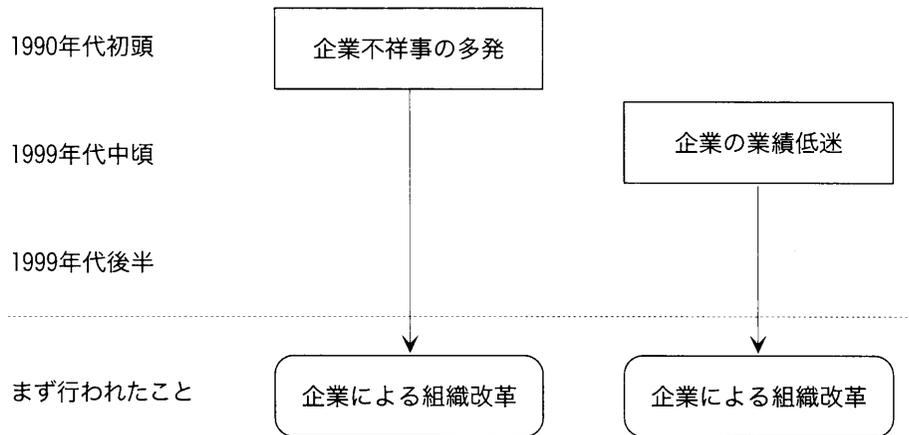
このように突き詰めていくと今日の株式会社は、完成型に近いものだと言うわけにはいかない。経営学者だけではなく法学者や経済学者も、これらの矛盾に答えながら解決策を提示していくことが重要であろうと考える。

3.3 株式会社と市民社会

ここまでに示してきた株式会社の根本的な問題と解決策の核心は、小島大徳[2007]『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文眞堂、2007年⁴をご覧ください。小島大徳[2007]での議論を簡単に説明すると、株式会社における種々の課題は、経営学の発展段階においては、必ず起こるものであることを前提として、これを解決するための方策として、市民社会を前提とした株式会社制度であるべきことを暗に提案しているのである。上記の企業破綻の問題だけではなく、企業不祥事の問題でも、全く企業経営に関係のない市民の生命や財産が侵される状態が生まれている。

このような状態を今までの経営学の種々の理論では解決することができず、新たな枠組みを

図2 今日のコーポレート・ガバナンス議論の混迷原因



(出所) 筆者作成。

提示する必要があることを痛感した。そして、市民社会と企業の相互存立の関係を最も重視して、経営学は発展していかなければいけないことを論じているのである。そこで、今日における多くの問題について、「市民統治(市民社会による企業の統治に関する理論)⁵」という考え方に立脚して、これからの企業経営を論じなくてはならないと提言している。そして、既存のコーポレート・ガバナンス論は、より政策的に実施されなくてはならないと提示している。

4. 経営学と株式会社論とコーポレート・ガバナンス論

4.1 コーポレート・ガバナンス論の展開

さて、今日的な株式会社論を展開する前に、コーポレート・ガバナンス論の流れを概観すると、株式会社に関する議論の問題が抽出されることになる。日本の1990年代から今日は、日本における株式会社制度の混迷の時期であった。この状態を反映するかのように、コーポレート・ガバナンスをめぐる議論は活発化したのであるが、同時にコーポレート・ガバナンスをめぐる議論も混迷した。その大きな理由は、今日にお

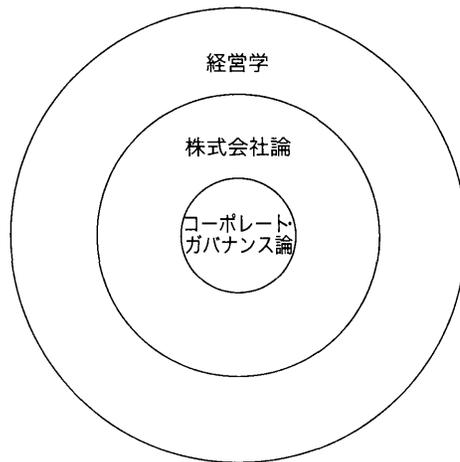
ける株式会社に対する2つの両極にある目的を同時に達成しようとしていることにある。つまり、世界の主要国における企業競争力の低下が起り、より一層自由な企業経営を行える制度の模索が起こると同時に、世界的に影響を及ぼす大型企業不祥事が多発し、企業内部者と企業外部者からのチェック機能を強化する2つを一緒に確保しようとする制度を手に入れようとしたからである。

コーポレート・ガバナンスは、様々に語られるが、主に企業競争力の強化と企業不祥事への対処を目的とする。その上で、企業の利害関係者間の利害調整を図り、企業倫理の確立へと向かわせる今日における企業経営の基礎的な経営理論である。今日コーポレート・ガバナンスが盛んに議論される理由は、今日の企業が抱える多くの問題を解決する学問であることにある。このことは、コーポレート・ガバナンスを探求すると、株式会社の問題が強く浮き彫りになると言い換えることもできる。

4.2 株式会社論

さらに言うことを許されるならば、経営学と株式会社論とコーポレート・ガバナンス論の関

図3 経営学と株式会社とコーポレート・ガバナンス論



(出所) 筆者作成。

係は図3のようにイメージすることができる。むしろ、この図3は、コーポレート・ガバナンスを中心に考えた場合であるが、今日の経営学の核心をおおむね外れてはいないといえる。この図を若干説明すると、一番の外に経営学が位置し、その内に株式会社論が位置する。そして、核心がコーポレート・ガバナンス論となり、既述したように、企業不祥事への対処と企業競争力の強化の2つを解決するために存在する。

このコーポレート・ガバナンス論は、他の問題への波及もしている。たとえば、企業不祥事への対処は、企業の社会的責任(CSR)論や企業倫理論と深く結びつき、企業競争力の強化は、経営戦略論や経営組織論、財務論などと関係が深いことになる⁶。

4.3 株式会社論の必要性

株式会社は、現代経営の中心的組織である。大規模経営が行われる際は、必ず株式会社制度が使用されることになる。しかし、この株式会社制度は、独立の論が立てられていることはなく、制度の運用と活用に重きが置かれてきた。このように言えるのには、2つの理由がある。

まず、株式会社制度を形作る過程において理由を見出すことができる。たとえば、株式会社制度は、現実の経済に即した継ぎ接ぎ的な制度の設計に終始しているものであり、様々な利害を調整しつつも理想とする制度論を論じる際は、ほとんど無いことが多い⁷。

また、株式会社制度を利用する過程において理由を見出すこともできる。たとえば、経営者の必要とする株式会社制度への理解、市場監督者が必要とする株式会社制度への知識、広く市民(消費者や潜在的起業家)が必要とする株式会社制度への期待、などが全く異なることが挙げられる。その上で、市民の考えが株式会社制度に反映されることが極端に少ない。

株式会社制度論を論じる際に、比較的バランスが取れた立場である経営学者も、制度論になると多くの者は口を閉じる。なぜなら、彼らは実定法体系(法律論・立法学)を知らないからである。これらの問題を解決する方策として、私はコーポレート・ガバナンス政策論を唱えている⁸。そして、ここでは、株式会社に固執しないで、新たな制度をも視野に入れつつ、組織体としての理論を提示するのである。しかし、その前に、今この時点で出来ることとして、株式

表2 株式会社制度の内部的・外部的問題

分類	問題点
株式会社制度の内部的問題	(1)経営者支配に基づく経営をいかに評価および改革するのが定まっていない。 (2)経営組織内部に外部の眼を入れることは本質的に不可能である。 (3)経営的自由と社会的要請の両立が困難である。
株式会社制度の外部的問題	(1)利害関係者が企業から受ける影響力に濃淡があり企業が経営政策を行うことが困難あるいは限定的となる。 (2)利害関係者が企業にアプローチする方策に濃淡があり、制度的不備もみられる。 (3)企業の社会的責任などの企業市民としての役割を果たすことは本質的に消極的である。

(出所) 筆者作成。

会社の実態を詳細に検討し、株式会社をより良くしていく方策を示さなければならない。

5. 株式会社の内部的・外部的問題

5.1 株式会社制度の2つの側面

私たちはいつの間にか株式会社を中心にして、経済を考え政治を語り将来を見通している。その思考の核となる制度が不完全であると、全ての存在が虚像となろう。さて、この不完全であるという問題は、表2のように表すことができるように、株式会社制度の内部的問題と外部的問題に分けることができる。これはそれぞれ3つの主要な問題点を有している。

5.2 株式会社制度の内部的問題

それでは、表2の株式会社制度の内部的問題について具体的に説明する。株式会社制度の内部的問題の(1)経営者支配に基づく経営をいかに評価および改革するのが定まっていない、については、経営者支配の概要を理解すると分かりやすい。たとえば、企業の株式を相互に持ち合い、経営者の思い通りの人事などを行うことができる状態などである。また、近年では、会社法の施行に伴って、旧商法よりも経営の自由度が増した。この経営の自由度は経営学においても歓迎するべきであるが、その内容に問題が

ある。それは、金庫株の解禁や新株発行の容易さ、黄金株の創設などが一例である。これらは、事実上、今までの株式相互持合いなどによる経営者支配状態よりも、より完全なる経営者支配を可能にする制度設計である。この問題には、制度の設計を行う技術的作業である法律学者ではなく、今まで企業経営の哲学や実践をつぶさに研究してきた経営学者が声を上げて問題提起し改善を要求しなければならない。

株式会社制度の内部的問題の(2)経営組織内部に外部の眼を入れることは本質的に不可能である、については、社外取締役制度を連想してもらえれば納得できる。たとえば、社外取締役についての詳細な調査がなされたことがないので、はっきりとは言えないのであるが、本来、社内取締役とは異なった目線でチェックを行うことを期待されている社外取締役は、おおむね経営者による人事によって招聘されているという事実がある。この事例は、エンロン社の倒産事件などを思い起こせばよい。エンロン社では、ほとんどの取締役が社外取締役であったが、経営者が指名した社外取締役であった。しかも、数年間も巨額な粉飾決算を見抜けなかったという過ちを犯してしまった。これでは、社外取締役にチェック機能を期待するどころか、経営者支配を助長する制度にすり替わってしまっていると言わざるを得ない。

株式会社制度の内部的問題の(3)経営的自由と社会的要請の両立が困難である、については、

二律背反する大問題を提起する役割と、市民自身に社会システムについて考えさせる役割を担わせなければ、解決することができない。たとえば、企業経営は高度な自由が求められるのは明らかである。企業は資金を調達し自由な発想で経済活動を行う。近年では、それだけではなく、企業の社会的責任や環境問題が声高らかに叫ばれるようになり、企業市民として企業の発展だけではなく、地域や環境問題に対処することが求められている。また、これだけ環境問題が叫ばれているのに、市民には危機感が少ない。その市民が会社の従業員となり経営者となり、企業経営を動かしているだから、企業の環境問題への取り組みに力が入るのかという悲観的な見方もできよう。つまり、企業で働く人は市民であるし、家庭よりも企業の方が高度な営利性を求められるのに、環境問題に本気で取り組めるとは、なかなか思えないのである。このように考えると、経営的自由と社会的要請は両立が困難であるし、企業と市民の本質的な欲求という問題も出現してくることになる。

5.3 株式会社制度の外部的問題

さらに、もう一方の表2の株式会社制度の外部的問題について具体的に説明する。株式会社制度の外部的問題の(1)利害関係者が企業から受ける影響力に濃淡があり企業が経営政策を行うことが困難あるいは限定的となる、については、企業不祥事の事例を取り上げるとわかりやすい。たとえば、企業経営の中心的役割であるプレーヤーは、経営者や株主、従業員などであると思われているが、昨今の企業不祥事をみると、最も影響を受けるのは、消費者である。今日では、株主重視経営や従業員中心経営などが華々しく叫ばれているが、当たり前のことである消費者中心経営を、今一度見直す必要があるとも言える。

株式会社制度の外部的問題の(2)利害関係者が企業にアプローチする方策に濃淡があり制度的不備もみられる、については、(1)と深く関

係するので、(1)と同様に企業不祥事の事例を取り上げる。たとえば、企業不祥事により消費者の生命や財産に多大な影響を受けたとする。しかし、この消費者は、企業に対して損害賠償請求権を有するだけである。つまり、社会に悪影響を与えと思われる経営者の退任や企業経営機構の変革を要求することはできない。それができるのは制度上、株主だけであると定められているからである。だが、株主は株式会社制度の内部的問題(1)と絡んで、経営者支配状態に置かれているのであるのだから、株主にこの消費者が期待する行動を取ることはない。ここに大いなる疑問が出現することになる。

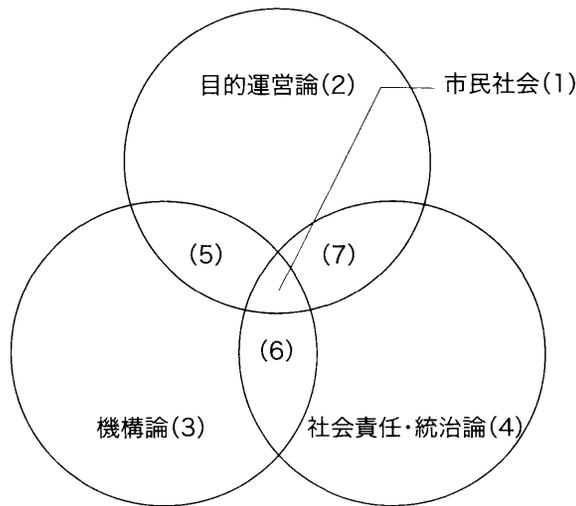
株式会社制度の外部的問題の(3)企業の社会的責任などの企業市民としての役割を果たすことは本質的に消極的である、については、先進諸国と発展途上国の環境問題への取り組みを見るとわかりやすい。たとえば、先進諸国が環境問題に熱心になると発展途上国にも二酸化炭素の排出量を削減するように求める。それ自体は大いに正しいことであるが、発展途上国は先進諸国が今まで散々二酸化炭素の排出をして経済発展を行ってきたのであるから、発展途上国もそのような主張を受け入れにくいと言う。これは、企業経営にも当てはまる。つまり、企業は本来的に営利企業を本質とする。そこで営利性を抑制し社会性を重視するのは、大企業ならびであるであろうが、これから発展する可能性のある企業は、そのような余裕はないと言う。この問題は、社会的責任投資(SRI)のような金融商品を考え出すなど様々な社会的制度を作り対応しようとしているが、根本的な解決にはほど遠いのが現状である¹⁰。

6. 株式会社論の確立

6.1 株式会社論の全体像と核領域

今日において、株式会社は、経営の中心的組織だけではなく、あらゆる経済活動の主体であり、社会生活の主役であるといえる。この株式会社は、既述のように多くも矛盾と大きな問題

図4 株式会社論の全体像



(出所) 筆者作成。

を抱えた制度であった。そこで、今一度、株式会社を論として立て直し、柔軟かつ完全な制度を探求する道を探る必要がある。そのために、私が考える株式会社論を提示する。株式会社論は、図4のように大きく分けて4つの領域からなる。それは、(1)市民社会を核として、(2)目的運営論、(3)機構論、(4)社会責任・統治論、である。

それでは初めに、株式会社論の核となる(1)市民社会について論じることにする。株式会社の成立の根本的な制度は、市民社会が株式会社の成立を許容したということに求められる。株式会社は、株式を使用した資金調達や有限責任制度など、一般市民生活の所有と支配関係とは異なる面を多く持つ。このことは、最終的に市民社会の許容することのできない株式会社の経営活動に対する抵抗権（1段階の市民運動的抵抗と2段階の制度確立的抵抗）の行使という問題を孕んでくるのである¹¹。そのため、株式会社の根本的な成立条件は市民社会であり、株式会社論の中心に位置するのである。

6.2 株式会社論における3つの主要領域

まず、株式会社における主要領域の1つである(2)目的運営論について論じることにする。株式会社は、今日の経営学研究の対象あるいは手段として中心に位置することには異論がない。経営学の発展段階においても、今日に行き着いた経営組織体（より簡単な言葉で言えば執行組織）は、株式会社であるのだから、経営学の発展段階における数々の議論が全て凝縮された組織であると考えることができる。ここでは、最大公約数ではなく、最大数を取り入れた組織であるともいえる。

また、(3)機構論について論じることにする。株式会社は、その組織をいかに形作るかが最も主となる作業である。基本的かつ最低限のルールを法令により作成し、株式会社の目的および運営方針などを定款によって定める。経営の自由度を確保しつつ、いかにしたら最低限のモラルを企業に求めることができるのかについて探究するべきである。なお、近年の企業は、情報開示・透明性をより重視しようと努力し、(1)の市民社会との調和を図ろうとしている。これらは、(6)の領域から導き出された結果であろうと考えられる。

さらに、(4)社会責任・統治論について論じ

ることとする。いかに良く制度を設計しても、制度を運営するのは人なのであるから、監視し監督をするシステムが必要である。また、株式会社は営利性を第1の目的としているのだから、株式会社の目的から社会性が薄まってしまうことも懸念される。そこで市民社会に立脚した株式会社の社会責任・統治論が必要とされることになる。なお、株式会社論における主要領域は、株式会社制度設計に直接的に関わるのであるから、高度に理想的かつ政策的になる可能性を秘めている。一見、政策と理想は両立しないと思われがちであるが、政策は理想の体現なのである。

6.3 株式会社論における3つの副次的領域

まず、株式会社における副次的領域の1つである(5)の領域について論じることとする。この領域は、(2)目的運営論と(3)機構論が重なり合うところである。ここには、企業目的に合わせた経営機構を構築する方策に焦点が集まる。たとえば、代表的なものとして経営者論もこの分野に入ることになる。経営者も機関である以上、目的運営論に合致した機構の一部として経営者の存在を位置付けることになる。また、昨今話題となっている経営者教育もこの部分で検討すべきであろう。

また、(6)の領域について論じることとする。この領域は、(3)機構論と(4)社会責任・統治論が重なり合うところである。ここには、コーポレート・ガバナンスの視点から経営機構を構築する方法論が検討されるべきである。たとえば、企業外部および内部のチェック体制や、社会責任への要請を応えられる体制などの探求である。特にコーポレート・ガバナンスの視点から企業経営機構の変革は絶えず行うべきものであり、両者の緊密な接近が期待される場所である。

さらに、(7)の領域について論じることとする。この領域は、(2)目的運営論と(4)社会責任・統治論が重なり合うところである。ここには、企業運営は営利性と社会性が主たるものである

が、この企業運営をいかにして社会責任とコーポレート・ガバナンスに適合させていくかが問題となる。たとえば、いかにして株式会社の目的運営論に社会責任やコーポレート・ガバナンスとしての市民の視点を導入していくか、などが求められる部分である。

もちろん、これらの重なり合う(5)から(7)の部分は、それが1つずつ単独で論を構成されることとはなく、この(5)から(7)の相乗効果として、株式会社論が形成されることが理解できるであろう。それはつまり、株式会社論は、(1)から(7)の全てが有機的に関係し合うことで初めて成り立つことをも意味しているのである。なお、この株式会社論における副次的領域は、両者の領域が重なり合うため極めて論理的になる。そのため、(1)市民社会という概念を強く受けることになるだろう。

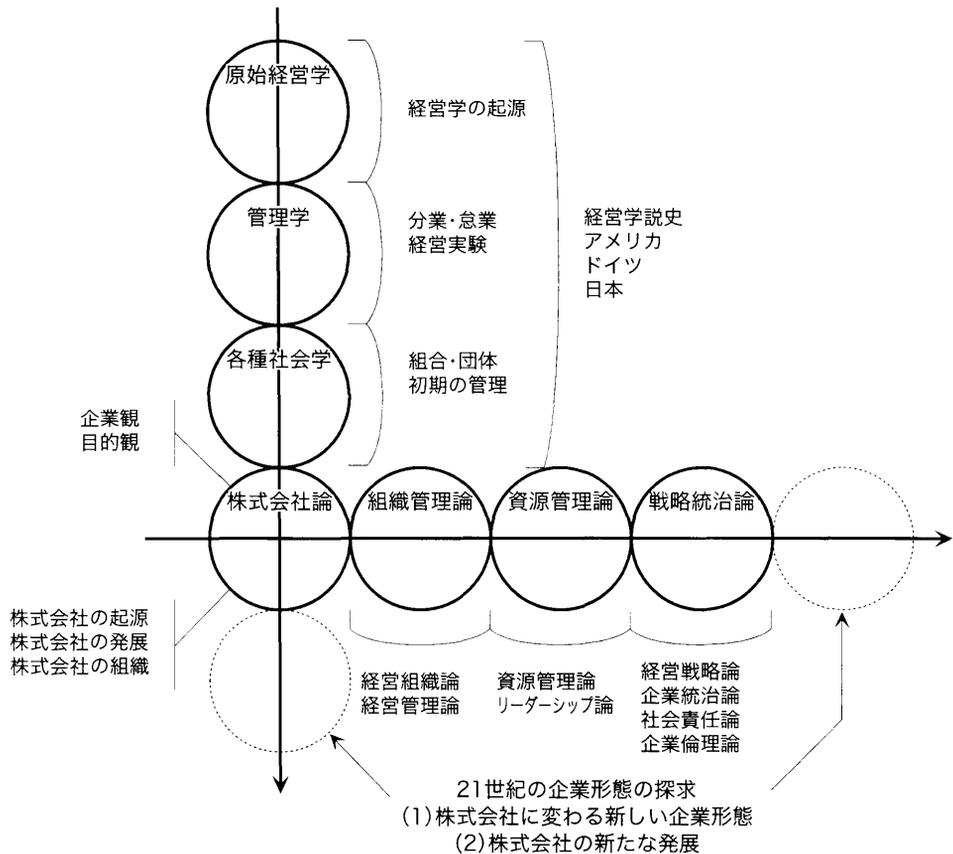
7. 21世紀の株式会社

7.1 株式会社の発展か、新たな企業形態か

繰り返しになるが、株式会社制度は万能でもないし完全でもない。株式会社には、根本的な大きな問題と課題を抱えた限界があり、不完全な存在なのである。これは私が株式会社論を論じる必要があると感じる最も大きな動機である。そして、そこからは、当然に、21世紀の企業形態の探求がなされる。つまり、ポスト株式会社である。これを探求し確立するためには、(1)株式会社に変わる新しい企業形態を設計すること、(2)株式会社の新たな展開を実証的にかつ論理的に研究すること、の2つが絶対的に必要である。

それとともに、もう1つ注視しなければいけない大きな問題がある。それは、ポスト株式会社が実践経営学の延長線上にあるのか、論理経営学の延長線上にあるのか、ということである。私は会社法の施行などにおいて、実際の企業経営で実施している制度の後追いが多々見られることからして、根本的に制度を創設するための

図5 経営学の学と経営の学の展開¹²



(出所) 筆者作成。

方策は、論理経営学の延長線上にヒントが隠されているだろうと考えている。

7.2 株式会社の歴史と株式会社論

今後は、株式会社という存在を、今までの研究者が行ってきた視点とは全く異なる視点から論じるとともに、株式会社の潜む大きな矛盾と課題を提示し、最終的に株式会社に代わる新たな会社形態の存在を明らかにし、その概要を示すことに力を入れていく必要がある¹³。

今日まで、株式会社論として株式会社の史的展開をまとめる研究は、若干ではあるが存在した。しかし、それも十分ではない。株式会社の発展を巡る問題は、不明確な部分が多く、それ

を解明しようとしても解明する手段がないのにも問題があった。しかし、このような史的展開および現代の制度を理論的かつ実証的に理解した上で、株式会社の弱点を指摘し、制度的問題点を摘示する研究は、全くないと言っても言い過ぎではない。このような状態では、株式会社後の新しい会社制度を論じることができない。

私がこの研究を決意させたのは、2006年に施行された会社法である。この会社法は、今まで経営学が培ってきた、企業経営に関する問題に真っ向から反している部分が多い。しかし、経営学者は、その点について、全く批判をしようとせず、制度の説明に終始する。このような状態では、本稿において示した、株式会社後の姿を提示する力がないのではないかと疑いたくな

る。これを機会に経営学の本質に真正面から立ち向かう必要がある。

注

¹ 逆に他の学問では、経営のようにわかりやすく伝えることが困難であることが多く、難しく論を説明することを意図的に行っているのではないかとすら感じることがある。

² もちろん、この発展段階は、企業経営が活発化するにしたがって、高次元に発達することを意味しており、今日では、第4段階にあるといっても、第1から第3の段階の各論をおろそかにしてはならず、第1から第3の段階があつてこそ、第4の段階が存在するのだと捉える必要がある。

³ 詳しくは、小島大徳[2007]第10章から第12章(172-225頁)を参照のこと。

⁴ 小島大徳[2007]

⁵ 小島大徳[2007]184頁。

⁶ しかし、これらの相互関係は、今まであまり研究がなされていないことが残念である。

⁷ 株式会社制度を設計する者は、国会議員であり法務官僚であり財界であるが、昨今の様々な事象を検討すると、様々な利害がうごめき、理想的な制度設計が目指されているかに疑問を持たざるを得ない。

⁸ 小島大徳[2007]256-258頁。

⁹ 小島大徳[2007]253-255頁。なお、ここでは経営学と法学の融合学問分野として、新しい経営法学を提言している。

¹⁰ 社会的責任投資(SRI)は、財務的パフォーマンスだけでなく、環境や企業倫理、企業の社会的責任などへの取り組みに積極的な企業を選定し投資する行動のことである。しかし、この社会的責任投資が、企業のコーポレート・ガバナンス構築に役立つことは少ないと言わざるを得ない。なぜならば、投資家は環境や企業倫理、企業の社会的責任に大きな興味を抱くのではなく、最終的にパフォーマンスに興味があるからである。そのため、仮に環境や企業倫理、企業の社会的責任をしている企業業績が低下したならば、投資家の投資行動がどうなるかは、大体想像がつくであろう。なお、日本経団連が行っていた1%クラブと同様の性質であると考えられる。

¹¹ 市民社会による企業に対する抵抗権については、小島大徳[2007]第10章(172-187頁)を参照のこと。

¹² 経営学を深く考察してみると、実践経営学と理論経営学の2つに体系立てることができるであろう。実践経営学とは、企業経営を通じて経験を基礎とし経営科学を形作る。また、理論経営学は、

社会のなかの企業とのバランスを高度に探求しながら企業の理論を形作る。他の科学としての学問と経営学で相違するのは、この両者は実に複雑に絡み合い、相乗効果を生みつつ、時には交わりながら経営学を作り上げていることである。これは経営学の特徴である同時に、経営学の大いなる難問として立ちはだかる。

¹³ なぜならば、今日の大型企業不祥事などの企業経営における負の側面は、株式会社の制度疲労と時代とのミスマッチによって起こっているからである。

参考文献

菊池敏夫・平田光弘編著[2001]『企業統治の国際比較』文眞堂。

小島大徳[2007]『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文眞堂。

小島大徳[2004]『世界のコーポレート・ガバナンス原則－原則の体系化と企業の実践－』文眞堂。

平田光弘[1982]『わが国株式会社の支配』千倉書房。

藻利重隆[1984]『現代株式会社と経営者』千倉書房。